市川市保健医療福祉センターの設置及び管理に関する条例の廃止 等に関する条例の制定について

市川市保健医療福祉センターの設置及び管理に関する条例の廃止等に関する条例を次のように定める。

平成30年2月26日提出

市川市長職務代理者 市川市副市長 佐藤 尚美

市川市条例第 号

市川市保健医療福祉センターの設置及び管理に関する条例の廃止 等に関する条例

(市川市保健医療福祉センターの設置及び管理に関する条例の廃止)

第1条 市川市保健医療福祉センターの設置及び管理に関する条例 (平成10 年条例第22号) は、廃止する。

(市川市保健医療福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 市川市保健医療福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条第2項第4号を次のように改める。

(4) 消化器内科

第7条第2項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 神経内科

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、 平成30年4月1日から施行する。

(市川市保健医療福祉センターの設置及び管理に関する条例の廃止に伴う経過措置)

- 2 平成31年4月1日(以下「施行日」という。)前に市川市リハビリテーション病院において診療を受けた者に係る第1条の規定による廃止前の市川市保健医療福祉センターの設置及び管理に関する条例(以下「旧条例」という。)第14条第1項に規定する使用料及び施行日前に市川市リハビリテーション病院において診断書等の交付の申請をした者に係る同条第4項に規定する手数料については、同条及び旧条例第15条の規定は、施行日以後も、なおその効力を有する。
- 3 施行日前に市川市保健医療福祉センターの施設、附属設備等を壊し、汚し、 又は失わせた者については、旧条例第17条の規定は、施行日以後も、なお その効力を有する。
- 4 施行日前にした行為及び附則第2項の規定によりなおその効力を有することとされる場合における施行日以後にした行為に対する過料の規定の適用については、なお従前の例による。

## 理 由

本市における回復期リハビリテーション医療を長期的かつ安定的に提供するため市川市リハビリテーション病院の運営を民間事業者に引き継ぐことに伴い本条例を廃止するほか、当該引継ぎを円滑に行うために同病院の診療科目を増やす必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。